破産手続廃止

平成２２年（フ）第４６号
北海道標津郡中標津町東13条南10丁目４番地２
破産者　丸茂建設株式会社
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１９１号
茨城県つくばみらい市上長沼1239番地
破産者　大好建設株式会社
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
茨城県つくば市苅間805
破産者　有限会社高野運送
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７３１号
東京都中央区日本橋本町３丁目10番９号
破産者　株式会社ミヤココーポレーション
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４３号
愛知県大府市長草町深廻間15番地の960　ネイバリイタウン柊Ｂ－１
破産者　株式会社絆家コーポレーション
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５５号
埼玉県富士見市羽沢３―18―57
破産者　株式会社広フーズ
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８６５号
埼玉県川越市大字今福1110番地４
破産者　有限会社野間工業
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９０号
東京都小金井市本町６丁目５番３号
破産者　有限会社川口商会
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６６号
千葉県佐倉市六崎759番地２　２号
破産者　森田　公子
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１８年（フ）第２３４５６号
東京都中央区日本橋浜町２丁目31番１号　浜町センタービル
破産者　株式会社近未來通信
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第５１１０号
東京都北区田端５丁目９番19号　みどり荘202号室、開始決定時の住所東京都豊島区南大塚２丁目25番９号　田口ビル301号
破産者　日置　　茂
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４３９号
札幌市白石区北郷４条２丁目８番１号　オクトランド303号
破産者　株式会社白石フラワー
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４１号
岡山市南区植松557番地１
破産者　株式会社マルコー
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９２号
茨城県つくばみらい市上長沼1239番地
破産者　大好さち子
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
長野県下伊那郡豊丘村大字河野1737番地、前住所長野県下伊那郡豊丘村大字神稲445番地
破産者　小澤　良子
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６１号
長野県飯田市長野原700番地165
破産者　岡本　　登
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２２１３号
名古屋市北区喜惣治１丁目457番地　グレイシャス楠西２Ｃ号、開始決定時の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸43番地　レインボーティアラ豊山405
破産者　吉田美香子
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３３号
北海道士別市東８条９丁目456番地85
破産者　山下　幸夫
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６６号
埼玉県川越市大字今福字中台233番地７、開始決定時の住所埼玉県川越市大字今福1110番地４
破産者　小牧　拓士
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８９号
埼玉県所沢市大字下安松631番地の８
破産者　川口　敬二
1　決定年月日　平成23年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部